令和２年水上村告示第２０号

水上村踏み間違い防止装置設置費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、高齢者の安全運転意識の向上を図り、交通事故の防止及び事故時の被害軽減に資するため、自動車への後付け踏み間違い防止装置（以下「防止装置」という。）の設置に対する経費の補助金の交付に関し 、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象の安全装置）

第２条　補助対象となる防止装置は、既販車に対して後付けで設置する装置で次の各号のいずれかに掲げる要件を満たすペダル踏み間違い等による急加速抑制装置としての機能を有するものとし、かつ、同装置を設置した車両が「道路運送車両 の保安基準」（昭和26年運輸省令第67号）に適合するものとする。

（１）　自動車の停車時及び徐行時において、前方又は後方の障害物を車体に装備されたセンサーが検知し、アクセルペダルが強く踏まれた際に加速を抑制する装置

（２）　車両側の車速信号を監視し、自動車の停車時及び徐行時において、アクセルペダルが強く踏み込まれた際にアクセル開度を電気的に制御する装置

（３）　アクセルペダルとブレーキペダルを一体化させたペダルで踏み間違いを防止する装置

（４）　その他村長が認めるもの

（補助対象の自動車）

第３条 補助対象となる自動車は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

（１）　自動車は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第３条に規定する普通自動車、小型自動車又は軽自動車であって、自動車検査証の「自家用・事業用の別」欄に「自家用」と記載された個人の用途に供するものであること。

（２）　法に規定する自動車の検査を受けたものであること。

（３）　自動車検査証の「使用者の氏名又は名称」欄に次条に規定する者と同一の氏名が記載されているものであること。

（４）　村内を使用の本拠とするものであること。

（補助対象者）

第 ４ 条　補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす個人とする。

（１）　村内に住所を有し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）により記録されている申請年度末時点で65歳以上の者であること。

（２）　非営利で、かつ、自ら使用する自動車に、令和２年４月１日以後に安全装置を設置した者であること。

（３）　有効期限内の自動車運転免許証を保有している者であること。

（４）　村税を滞納していないこと。

（５）　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第２号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

（補助金の額等）

第５条 補助金の額は、防止装置を設置するための購入及び設置に要する費用（以下「補助対象経費」という。）の総額に10分の９を乗じた額とし、６万円を限度とする。ただし、千円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。

２ 　補助対象経費には、設置に際して行った自動車の故障箇所の修理若しくは補修又は改良若しくは改造に係る費用を除くものとする。

３　補助金の交付は、補助対象者１人につき１台１回までとする。

（交付申請及び実績報告）

第６条　補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は 、防止装置の設置日から起算して６月以内に申請しなければならない。

２ 　申請者は、水上村踏み間違い防止装置設置費補助金交付申請書兼実績報告書 （別記様式第１号。以下「交付申請書兼実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添付し、村長に提出しなければならない。

（１）　自動車検査証の写し

（２）　自動車運転免許証の写し

（３）　設置販売事業者が発行する安全装置の名称、補助対象経費及び設置日が確認できる書類の写し

（４）その他村長が必要と認める書類

（交付の決定及び通知）

第７条 村長は、前条の規定による交付申請書兼実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付を適当と認めたときは、予算の範囲内において交付を決定し、水上村踏み間違い防止装置設置費補助金交付決定通知書兼確定通知書（別記様式第２号）により、申請者に通知するものとする。

２ 　補助金の交付の決定をする場合において、村長は、補助金交付の目的を達成するため必要と認めたときは、条件を付することができるものとする。

（補助金の交付）

第８条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた申請者（以下「交付決定 者」という。）は、口座情報が分かる書類を添付して、速やかに水上村踏み間違い防止装置設置費補助金交付請求書（別記様式第３号）を村長に提出しなければならない。

２ 　村長は、前項の補助金交付請求書を受理したときは、補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第９条　村長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めた ときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

（１）　第２条から第４条までに規定する要件を満たしていないことが判明したとき。

（２）　虚偽の申請、その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

（３）　この要綱の規定に違反したとき。

（４）　その他村長が補助金の交付を不適当と認めたとき。

（補助金の返還）

第10条　村長は、前条の規定により補助金の返還を決定したときは、補助金の返還を請求するものとする。ただし、村長が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、この限りでない。

（１）　天災等による破損等、自己の責めに帰すべき事由以外の事由で 安全装置を処分するとき。

（２）　その他村長が補助金の返還の必要がないと認めたとき。

（財産の管理及び処分の制限）

第11条　補助金の交付を受けた防止装置は、適正に使用し、設置日から起算して１年間は、補助金交付の目的に反して使用、譲り渡し、交換、貸付け、売却又は廃棄等の処分をしてはならない。ただし、村長が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、この限りでない。

1. 天災等による破損等、自己の責めに帰すべき事由以外の事由で安全装置

を処分するとき。

1. 病気等の事由により自動車の運転が困難になったとき、及び自動車運転免許証を返納したとき。
2. その他村長が認めたとき。

（村による調査）

第12条　村長は、補助事業の適正な実施を図るため、必要な範囲において、補助金の交付を受けた者に対して、補助金の交付を受けた安全装置の使用等に関する調査等を行うことができる。

２　補助金の交付を受けた者は、村が前項の調査等を申し出た場合は、これに協力しなければならない。

（その他）

第13条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。